

目次

1 [道路交通法 関係]

- 1 道路交通法改正試案を公表／警察庁(2月) 3

2 [交通安全対策 関係]

- 1 イカリング(冷陰極管蛍光ランプ)火災に注意／神戸市消防局(12月) 4
2 平成24年中の交通死者は4,411人／警察庁(1月) 5
3 高速道路利用者の停止表示器材携行状況／警察庁(1月) 5

3 [道路・施設 関係]

- 1 ETC義務付け論が再燃／国土交通省(12月) 6
2 ラウンドアバウト(円形状交差点)が誕生／長野県飯田市 6

4 [道路運送車両 関係]

5 [道路運送 関係]

- 1 車検証に受診形態を記載／国土交通省(12月・1月) 7
2 回送運行許可番号標を適正化／国土交通省(1月) 8
3 超小型モビリティ・モニター調査を開始／国土交通省(2月) 8
4 大分県バス事故、ブレーキ痕は片輪のみ／大分合同新聞(2月) 9
5 自動車運転代行業法の料金制度を透明化／国土交通省(2月) 10

目 次

6 [自動車損害賠償保障 関係]

- 1 車検・点検費に強い負担感／ソニー損害保険（12月）…………… 11

7 [軌道・踏切 関係]

8 [その他トピックス]

- 1 自動車整備専門学校の定員割れ深刻／日刊自動車新聞（12月）…………… 12
- 2 減少するスタンドと増加するスタンド／日刊自動車新聞（2月）…………… 12
- 3 自動車盗難15%減少／警察庁（2月）…………… 13

1 [道路交通法 関係]

1 道路交通法改正試案を公表／警察庁（2月）

警察庁ではこのほど、道路交通法の改正を検討していることがわかりました。
発表された道路交通法改正試案によると、

① 一定の病気等にかかわる運転者対策

- 免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を、的確に把握するための規定の整備が行われます。
- ◎ 病気を故意に申告しないで免許を取得した場合の罰則は、
⇒ 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

② 悪質・危険運転者対策

- 無免許運転、その下命・容認および免許証の不正取得の罰則の引上げや、無免許運転ほう助行為（自動車等の提供行為および同乗行為）の禁止および罰則規定の整備、取消処分者講習の受講対象の拡大が行われます。
- ◎ 無免許運転、その下命・容認および免許証の不正取得した場合の罰則は、
⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ◎ 自動車を提供した場合の罰則は、
⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ◎ 自動車に同乗した場合の罰則は、
⇒ 2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ◎ 取消処分者講習の受講対象の拡大

③ 自転車利用者対策

- 自転車の危険な運転を防止するための講習に関する規定の整備、自転車の制動装置にかかわる検査および応急措置命令等の規定の整備、自転車の通行方法に関する規定の整備が行われます。
- ◎ 交通に危険をおよぼす一定の行為を反復して行った自転車の運転者に対して、講習を受けるべきことを命令することができ、命令違反には罰則を設ける。
- ◎ 自転車運転者に対して応急の措置をとることを命じ、必要な整備ができないと認められるものについては、運転を継続してはならない旨を命ずることができ、命令違反には罰則を設ける。
- ◎ 自転車の路側帯通行を、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとする。

④ その他

- 円形状交差点（ラウンドアバウト）の交通方法に関する規定の整備が行われます。
- ◎ 車両は中央に設置された工作物等の周囲を、右回りに通行する等の方法を定めることとなります。
- 放置違反金の収納事務の私人への委託が行われます。
- ◎ 放置違反金の収納事務を、コンビニエンスストア等の私人へ委託することが可能となります。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=120130004&OBJCD=&GROUP=>

2 交通安全対策 関係

1 イカリング（冷陰極管蛍光ランプ）火災に注意／神戸市消防局（12月）

神戸市消防局によると、車の前照灯周辺に、装飾のため取付けるCCFL（冷陰極管蛍光ランプ）について、不適切な取付けなどが原因による車両火災が発生していることについて、注意喚起を行っています。

最近流行の兆しを見せているCCFLは、前照灯周辺を輪っか状に取り囲み、その形からイカリングと呼ばれていますが、これは一部欧州車の車幅等として取入れられたのがはじまりで、ネットで容易に購入できることから、さまざまな車種にも取付けられだしたようです。

神戸市消防局が報告する火災事例は、すべて前照灯周りが焼損しており、夜間、雨天時に走行中の車両から発生しているのが特徴のようで、再発防止の注意喚起をおこなっています。



（写真は神戸市ホームページ）

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/anzen/201208.html>

2 平成 24 年中の交通死者は 4,411 人／警察庁（1 月）

警察庁によると、平成 24 年中の全国交通事故死者数は、4,414 人（24 時間以内死者）で、前年に比べ 201 人減となり、12 年連続の減少でした。

交通事故発生件数、負傷者数も 8 年連続で減少しましたが、交通事故死者数の半数以上は 65 歳以上の高齢者であることもわかりました。

過去 5 年間の交通事故死者数、ワースト 5 位ランク

順位	ワースト 1 位	死者数	ワースト 2 位	死者数	ワースト 3 位	死者数	ワースト 4 位	死者数	ワースト 5 位	死者数
平成 24	愛知	235	北海道・埼玉	200	東京	183	大阪	182		
平成 23	愛知	225	東京	215	埼玉	207	兵庫	198	大阪	197
平成 22	北海道・東京	215	茨城	205	大阪	201	埼玉	198		
平成 21	愛知	227	北海道	218	埼玉	207	東京・大阪	205		
平成 20	愛知	276	埼玉	232	北海道	228	東京	218	千葉	213

3 高速道路利用者の停止表示器材携行状況／警察庁（1 月）

警察庁はこのほど、高速道路利用者の停止表示器材携行状況の調査結果をまとめました。

これによると、高速道路で事故や故障などで停止中に、停止表示器材を表示した人は皆無に近いことがわかりました。また高速道路利用者の 56.5%は、停止表示器材を携行していないこともわかりました。

調査結果をみると、有効回答数 7,790 件のうち、停止表示器材を携行しているものは 3,389 件、不携行は 4,401 件。年代別にみると、10 代の若者に携行率が悪く、男性よりも女性に不携行者が多いことがわかりました。

また発炎筒に関する有効回答数 7,788 件のうち、備付場所や使用方法を知らないものは、19.6%いることもわかりました。このことなどから、緊急事態発生時に戸惑う原因になっていることが判明しました。

<http://www.torakyo-tottori.or.jp/documents/img-208155401.pdf>

3 [道路・施設関係]

1 ETC義務付け論が再燃／国土交通省（12月）

国土交通省は、平成24年12月に、「高速道路のあり方検討有識者委員会」「社会資本整備審議会道路分科会第2回国土幹線道路部会」を開催しましたが、この中でふたたび、ETCの装着義務付け論が浮上してきたようです。

検討部会の中で、

Ⅱ. 今後の料金制度のあり方

1 料金制度・施策の経緯と総括

(4) 高速道路の料金制度・施策を巡るその他の課題

- ① 大都市を中心とした有料道路利用のETC車への限定
- ② 柔軟な料金システムの構築
- ③ 様々な主体と連携した料金割引の取り組み
- ④ 債務償還状況などの定期的な確認・公表を踏まえた対応
- ⑤ 料金の決定プロセスの透明性確保とあり方を見直す仕組みの検討

なども取り上げられたようです。

平成23年度末のETC新規セットアップ台数累計は、約4千万台で、自動車保有台数に占める割合では約50%となっており、一般道路でのロードプライシング（課金制度）に向けても、少しずつ環境整備が検討されているようです。

http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/hw_arikata/chu_matome2/matome.pdf

<http://www.mlit.go.jp/common/000986778.pdf>

2 ラウンドアバウト（円形状交差点）が誕生／長野県飯田市（2月）

平成25年2月5日、長野県飯田市吾妻町ロータリーにおいて、このほど交差点中央に円形地帯（中央島）が設けられたラウンドアバウト（円形状交差点）の運用が開始されました。

わが国では初めてですが、欧米諸国では近年、安全で低コスト・環境負荷の少ない（エコ）交差点として、積極的に導入されているようです。

ラウンドアバウトは、環状の道路（環道）を一方向に通行し、それぞれの道路に流出することで、環道を走行する車両に優先権があることが最大の特徴です。

飯田市・吾妻町のラウンドアバウト



(写真は飯田市ホームページ)

環状道路の通行方法例



(イラストは Google 検索 (画像))

また信号機が不要のため、停電時の交通整理に心配がなく、構造上、交差点に進入する車は、必ず減速しなければならないため、重大事故が減らせることも評価につながっているようです。

いっぽう、ラウンドアバウトでは、信号機に判断をゆだねることがないので、左折で合流するタイミングに戸惑ったり、合流してからは、左折で流出するタイミングがつかめず、環道をぐるぐる回ることもあるようです。

運転者は、自分の判断力が試されることとなり、慣れるまで時間が必要ともみられています。

<http://www.google.com/search?q=%E3%83%A9%E3%82%A6%E3%83%B3%E3%83%89%E3%82%A2%E3%83%90%E3%82%A6%E3%83%88&hl=ja&tbm=isch&tbo=u&source=univ&sa=X&ei=XpA1UcjFBYmjkW4YGAAG&sqi=2&ved=0CEAQsAQ&biw=1093&bih=482>
<http://www.city.iida.lg.jp/iidaspher/www/info/detail.jsp?id=8156>

4 【道路運送車両 関係】

5 【道路運送 関係】

1 車検証に受診形態を記載／国土交通省（12月・1月）

国土交通省によると、平成25年度から、定期点検整備記録簿の偽造作成や、認証を受けずに自動車の分解整備をおこなう、未承認行為の防止対策を積極化していくようです。

これまでもユーザー車検を受ける場合、整備事業者（承認事業者）と整備代行業者（未承認事業者）の違いをユーザー本人が理解できていないため、定期点検

整備が実施されていると誤解しているケースがあったようです。

そのため昨年10月、日本自動車整備振興会連合会がユーザー車検車両の相当数において、定期点検整備を実施していないと考えられると、国交省自動車局長あてに改善の「要望書」を提出しました。

また、未承認の代行業者が、ユーザー車検申請での定期点検整備記録簿を偽造したり、点検を行うに必要な設備機器や技術がないユーザーが、本当に整備を実施しているとは考えにくい、という指摘もあるようです。

車検証への受検形態の記載は、ユーザーに対する直接的な注意喚起として有効だと見られており、今後、関係者の意見を聞き入れながら、自動車登録検査業務電子情報処理システムのプログラム変更を実施していくそうです。

http://www.fas.or.jp/info/info_01.html

2 回送運行許可番号標を適正化／国土交通省（1月）

国土交通省によると、回送運行許可を受けた自動車販売業者などが、回送運行の趣旨を、意図的に逸脱する事例がめだっていることから、このほど行政処分基準をまとめ、平成25年2月1日から施行するようです。

車両法では、試運転や車検に伴う現車提示などに限り、地方運輸局長や市町村長が出す「回送運行許可番号標（ディーラーナンバー・赤枠ナンバー）」を用いて、車検やナンバーがない車両の公道通行を認めていますが、このところ車検切れの自動車運搬車にディーラーナンバーを取り付けて走行したり、事業者間でディーラーナンバーを使いまわす違反行為が横行しているようです。

事態を重く見た国土交通省では、点数制による統一処分基準を設け、回送運行の適正化に向けた取締りを強化することとし、悪質な違反に対しては、回送運行許可（最大で5年間）を取り消すなどの、厳しい態度で臨むようです。

また、回送運行許可に関する処分は、従来、地方運輸局にゆだねていたのを、今後は国の統一基準を用いて、違反事業者の取り締まりに乗り出すことも考えているようです。

<http://g-shoshi.com/kaiso-unko.html>

<http://dealer-number.com/word/%E5%9B%9E%E9%80%81%E9%81%8B%E8%A1%8C%E8%A8%B1%E5%8F%AF/>

3 超小型モビリティ・モニター調査を開始／国土交通省（2月）

国土交通省が主体となって、「超小型モビリティ」のモニター調査がおこなわれました。2月19日から3月4日までの期間、横浜市、東京急行電鉄株式会社、日産自動車株式会社が共催団体・企業として参加し、その後、関係者・有識者に

よるタウンミーティングを開催、今後の移動の在り方などについて議論を行うようです。

今回の調査は、公募で選ばれた子育て家庭7世帯（1世帯1台）に、「ニッサン・ニュー・モビリティ・コンセプト」を14日間貸し出し、モニターの意見を本格導入に向けた環境整備に役立てるのが目的で、調査結果をリーフレットにまとめ、全国に広く発信し、地方公共団体の事業計画策定を、後押しする考えのようです。

国土交通省では、超小型モビリティ導入促進事業として、平成24年度補正予算に3億8千万円、25年度予算にも約2億円を計上、官民一体となり、平成27年度には市販化のめどを立てているようですが、車両価格が軽自動車並みの80万円前後と予想され、また車検制度、車体課税が適用となれば、保有コストが高くなるため、どのような設定をするかで、普及速度が左右されそうです。



NISSAN New Mobility Concept (写真はNISSANホームページ)

http://www.nissan-global.com/JP/NEWS/2013/_STORY/130212-01-j.html

4 大分県バス事故、ブレーキ痕は片輪のみ／大分合同新聞社（2月）

2月17日、大分県九重町の県道交差点で、43人を乗せた観光バスが、交差点を曲がりきれず、道路わきのガードレールを突き破って、約2.7m下のJR久大線の線路に転落（42人が負傷）しました。



(写真は大分合同新聞ホームページ)

大分県警の調査では、現場付近のブレーキ痕跡が、片側タイヤしかなく、事故原因は、つづら折りの下り坂が約 12 km 続くなかで、フットブレーキの多用による「フェード現象」や「ペーパーロック現象」のいずれかが起きて、片側しかブレーキがきかなくなった可能性があるともみているようです。

また、バス製造元の三菱ふそうトラック・バス会社によれば、エンジンの過回転防止のため、回転数が高くなるとギアが入らないよう制御をかけているそうで、事故を起こした運転手が、低速ギアに切り替えて減速しようとしたが、ギアが入らないと叫んでいた、という目撃証言もあるようです。

http://www.oita-press.co.jp/localNews/2013_136114778675.html

5 自動車運転代行業法の料金制度を透明化／国土交通省（2月）

警察庁および国土交通省によると、いわゆる「自動車運転代行業者」に対して、平成 23 年 10 月以降、タクシー事業者の協力も得ながら、実態調査を行ない、安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業のさらなる健全化対策を策定したようです。

実態調査の結果から、

- ① 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶
- ② 利用者の安心感確保のための改善策
- ③ 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

以上の項目に、効果的な対策が必要と判断され、検討結果、領収書の発行を約款に明記すること、利用料金表をあらかじめ利用客に明示したうえで、概算料金を口頭で明確に伝えること、などの措置を平成 25 年 3 月頃までに、通達するそうです。

同時にタクシー類似行為（白タク）を行った運転代行業者に対する、行政処分基準も強化し、あわせて随伴用車両に付ける事業者名・認定番号などを、マグネット装着表示から、塗装表示に義務付ける方針のようです。

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kouki/kouki20120330.pdf>

ア. 代行運転自動車の表示



左図の表示を車の前と後の見えやすい場所に表示することが義務づけられています。



イ. 随伴用自動車の標識

山形県公安委員会
認定第〇〇〇〇号
△△△代行業者
代行随伴用自動車

随伴用自動車には左記の表示が義務づけられています。



（イラストは山形県ホームページ）

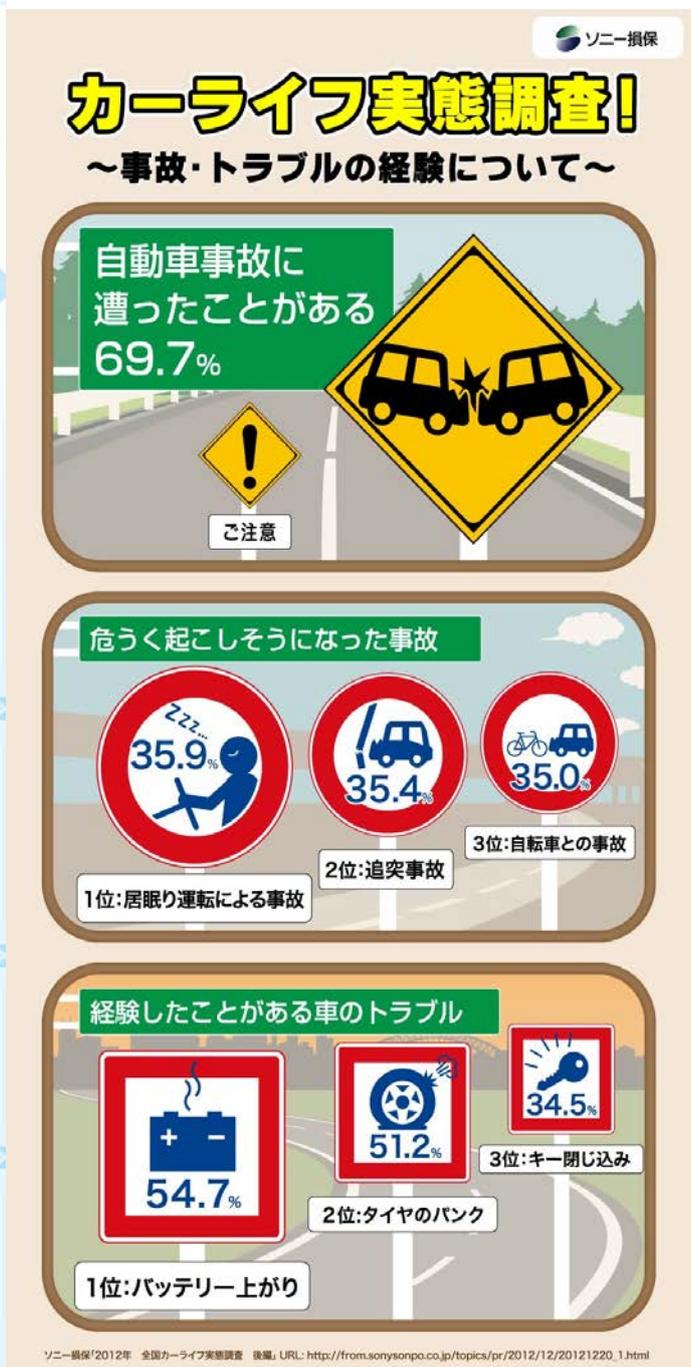
6 「自動車損害賠償保障 関係」

1 車検・点検費に強い負担感 / ソニー損害保険 (12月)

ソニー損害保険によると、このほど「2012 全国カーライフ実態調査 (前・後編)」をまとめました。同調査は、月に1回以上、自動車を運転する18～59歳の男女を対象に、インターネットを通じて実施したもので、約3000人の有効回答を得たそうです。

http://from.sonysonpo.co.jp/topics/pr/2012/11/20121126_1.html

http://from.sonysonpo.co.jp/topics/pr/2012/12/20121220_1.html



7 【軌道・踏切 関係】

8 【その他トピックス】

1 自動車整備専門学校の定員割れ深刻／日刊自動車新聞（12月）

自動車整備専門学校の入学者は、この10年間で半減し、全国各校の定員割れが深刻化しているようです。平成15年には1万1千人だった入学者数が、平成24年春には、6千人にまで減少し、JAMCA（全国自動車大学校・整備専門学校協会）加盟50校のうち、9割以上が定員割れを起こしているようです。

若者のクルマ離れが原因という声もあるようですが、4年間通学しなければならない「1級課程」は「2級課程」に比べ、納入学費が高額になることも、入学者数の伸び悩む原因と、みている人も多いようです。

<http://www.kuruma-biz.com/i00/0279.php>

2 減少するスタンドと増加するスタンド／経済産業省（2月）

経済産業省によれば、減少を続けているガソリンスタンド数が、平成25年2月末で、さらに減少見通しになっているようです。

平成23年に施行された「改正消防法」が、そうした傾向に拍車をかけており、ガソリンスタンドを設置してから40年経過した地下ガソリンタンクは、2年以内に回収・交換を義務化しているため、改修には1千万円近くの費用がかかることから、その猶予期間が切れる2月に、全国で約2千店のスタンドが閉店する見込みのようです。ピーク時には全国で6万400店舗あったガソリンスタンドですが、平成23年には3万7千店まで落ち込んでおり、将来的にもエコカーの普及で、ガソリン需要が減少することなども、この機会の閉店を加速させた印象です。

一方で、電気自動車の充電スタンド「EVスタンド」は、平成25年度までに、現在のガソリンスタンド並みの3万6千基を設置目標としており、道の駅や高速



（日産自動車グローバル本社）



（NEXCO中日本）

道路SAなどに置かれ、普通充電器を合わせると、約10万基を展開するようです。

ガソリンスタンドとEVスタンドを比較した場合は、ガソリン等の給油時間は約5分なのに対して、EV急速充電は30分と長く、また全国で一斉に充電を始めると、電力事情にも影響が出てくるのではないかと、という見方もあるようです。

http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20130202-00000014-scen-bus_all

3 自動車盗難15%減少／警察庁(2月)

警察庁の平成24年(1月～11月分)の犯罪統計の中で、自動車盗難件数(認知件数)は1万9373件で、前年と比べ15.4%減少していることがわかりました。

また、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの調査では、

順位	平成23年(2011)			順位	平成24年(2012・1月～11月)		
	都道府県	盗難件数	対前年比		都道府県	盗難件数	対前年比
1位	愛知	5,026	39.3%	1位	愛知	2,954	-36.7%
2位	千葉	3,247	-0.5%	2位	大阪	2,198	18.8%
3位	茨城	2,025	-15.4%	3位	千葉	2,139	-28.3%
4位	大阪	2,000	-7.5%	4位	埼玉	1,796	13.4%
5位	神奈川	1,804	-6.3%	5位	茨城	1,696	-8.6%
6位	埼玉	1,766	19.6%	6位	神奈川	1,311	-20.4%
7位	栃木	928	40.8%	7位	兵庫	822	7.3%
8位	東京	875	39.6%	8位	福岡	800	46.5%
9位	兵庫	828	-22.9%	9位	栃木	638	-22.9%
10位	岐阜	724	36.1%	10位	東京	499	-37.5%
ワースト10合計		19,223	8.5%	ワースト10合計		14,853	-15.3%
	その他	5,705	-5.7%		その他	4,520	-16.0%
	全国	24,928	4.8%		全国	19,373	-15.4%

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム／資料

自動車盗難の背景について、

- ① 不正輸出(大がかりな窃盗団の存在)
- ② 暴力団対策法(盗難車の売買が資金源)
- ③ 日本人の国民性(安全神話にもとづく危機意識の低さ)

などが、要因としてあげられると指摘しています。

<http://www.car-tounan-boushi.jp/condition.html>

<http://www.avanced.jp/caution/>